

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和6年8月2日（金）午後3時～午後4時	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 梅	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員10名（近藤委員、池田委員、橋本委員、大橋委員、幡委員、渡邊委員、清水委員、松本委員、古川委員、福山委員） 欠席者なし 事務局4名（濱長寿はつらつ課長、吉田係長、海老名主査、須田主任）	
議題	（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項） （2）地域密着型サービス事業者公募について（審議事項） （3）その他	
会議資料	資料1 資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧 令和6年7月1日現在） 資料2 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募スケジュール（案） 資料3 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募要項（案） 資料4 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）選考基準及び審査方法（案）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長の確認により		
傍聴者の数	1人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

<傍聴 1名>

2 議 事

（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項）

【議長】

まず、議題の（1）地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いします。

【事務局 須田】

それでは、長寿はつらつ課 介護保険係 須田より御説明いたします。報告事項の前に、前回、1月に開催した本委員会において審議された事項について簡単に振り返りをさせていただきます。特段資料はございませんので、思い返すようにお聞きいただければと存じます。

前回の委員会では、「他区市町村地域密着型サービス利用指針」、「令和6年度公募予定概要の公表」、「指定の条件付加」の3点について御審議いただきました。

1点目、他区市町村地域密着型サービス利用指針では、例外的に住所地以外の区市町村の地域密着型サービスを利用する場合に求める基準や、朝霞市の地域密着型サービスについて、市外の被保険者の利用を2割以内とすることなどについて承認されました。

2点目、令和6年度公募予定概要の公表については、今年度を実施する事業所公募として、看護小規模多機能型居宅介護事業所について上半期から公募を行うこと、また、その旨を、公募に先んじて市ホームページに掲載することについて承認され、現在HPに掲載中でございます。

3点目の指定の条件付加については、既存の地域密着型サービス事業所の定員について、1年間の猶予期間を経て、令和7年度以降は原則変更することができないことについて御審議いただき、全て御承認いただきました。

以上が、前回の委員会において、御審議いただいた内容となりますが、本日の会議では、（1）地域密着型サービスの現状について説明させていただいた後、（2）として看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募について、皆様に御審議いただければと存じます。

それでは、議題（1）報告事項：地域密着型サービスの現状につきまして、説明いたします。お手元には資料1を御用意ください。

まず、すでに皆さま御存知かと思いますが、改めまして、「地域密着型サービス」について簡単に御説明申し上げます。

地域密着型サービスとは、高齢者が中度や重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、身近な市町村で提供される介護サービスです。事業所の指定・指導・監督の権限は、市町村にございます。原則として、その市町村の住民であり、被保険者の方のみが利用することができるサービスとなります。

一般的に言われる広域型サービスとの違い、地域密着型サービスの強みとしては、原則朝霞市民が利用する観点から、自宅や地域の住み慣れた環境下でサービスを受けられること、また、地域密着型サービスは小規模の事業所のため、スタッフも少人数につき、馴染みのあるスタッフから一人一人のニーズ、事情を十分に理解された上

でケアを受けられること、そして、地域との連携という点において、地域包括支援センターや民生委員、自治会・町内会等との連携、情報共有を図ることで包括的なケアのほか、運営の透明性および質の確保が期待できることが、地域密着型サービスの大きな強みとなります。

資料1では、市内の地域密着型サービス事業所をサービス形態ごとに一覧を示しており、横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示しております。圏域にお住まいの方しか、その圏域に所在するサービスを受けられないということではございませんが、利用者の観点を鑑みますと、圏域ごとにある程度のサービスが確保されていることが望ましいものと考えております。

現状、本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、24事業所の指定となっております。

前回1月の会議でお示しした以降、休止・廃止等はありませんが、新規開設の事業所が1事業所ございます。第2圏域に新しく、小規模デイサービスの「ASAKABASE リハビリフィットネス」が令和6年3月より開設となりました。当該デイサービスにつきましては、前回の委員会において開設の相談を1件受けている、と御報告した事業所になります。

前々回の会議となる、令和5年度第1回の委員会において「令和6年度から小規模デイサービスの指定拒否を行う」ことを決定しておりましたので、開設にあたる審査については令和5年度中に実施し、令和5年度中での開設となっております。

また、小規模デイサービスの「介護予防安心のおせわ〜く広場」につきましては、本年7月から、定員数を14名から18名に変更しております。こちらにつきましても、前回の委員会において「指定の条件付加」として「既存の事業所の定員について、令和7年度以降は原則変更することができない」と決められましたが、令和6年度は猶予期間となっておりますので、許可しております。

また、次回以降の会議においても、最新の整備状況について御報告させていただきます。

議題(1) 報告事項: 地域密着型サービスの現状につきましては以上でございます。

<委員からの意見・質問等>

【池田委員】

新規募集はいいのですが、既存の事業所の中にも介護事業所として適切な対応ができていないところが見受けられます。そのような事業所について、市は監査などで把握されているのでしょうか。

【事務局 海老名】

監査という点を申しますと、毎年市の方で定例的に行っているものとして、事業者への集団指導と運営指導がございます。その中で、まず介護保険法上の改定事項等について資料等を含めて事業者へ周知しております。

また、サービス利用者やその家族より苦情があった場合につきましては、状況に応じて立入調査に入り、聞き取り等の事実確認を行っておりますので、今、委員がおっしゃったような報告が市に入ることがあれば、適切に対応はしてまいりたいと思っております。

【池田委員】

虐待や苦情があった事業所がフランチャイズの場合、市はどこに責任を求められるのでしょうか。

**【事務局 吉田】**

事務局の方では地域密着型サービスのうち一つひとつの事業者の責任の所在がどこかというところまでは現時点で把握していない部分もございますが、例えば虐待など重大な事件があり、監査に入り改善報告などを求めていく中で、その事業所における責任の所在について確認してまいります。

**【議長】**

地域密着型サービスですのでそもそもの趣旨みたいところに鑑みれば、フランチャイズだから一概に駄目だということではないとは思いますが、指定している市の立場からしても、予防的な介入は非常に難しいとは思いますが、そのような情報が入った時点で、できる限り事故が起きないように、ルールの範囲内で関わっていただくことは非常に重要なことかなと思います。

**【議長】**

私からお聞きしたいのですが、圏域の見直しにより第4圏域のみ地域密着型サービスが何も無いのですが、このまま進んでしまっても問題がないのでしょうか。

**【事務局 吉田】**

圏域に住む方しかその圏域に所在する地域密着型サービスを使えないというわけではございません。今後公募を進めていく中で、第4圏域でサービスを開設したいという相談も出てくる場合もあるかと思えます。しかし、事業者各々事情がありますので、第4圏域以外は認めない、ということも決めきれないところであります。現状としては、引き続き状況を注視していきたいと考えております。

**【議長】**

続きまして、事務局より議題の(2)地域密着型サービス事業者公募についての説明をお願いします。

**【事務局 海老名】**

それでは、長寿はつらつ課介護保険係の海老名より、議題(2)審議事項：地域密着型サービス事業者公募について御説明します。

はじめに、本日皆様にお配りしました「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の冊子をお手元に御用意ください。

この計画は、一言で申しますと、朝霞市に住む高齢者に対し、令和6年度から8年度までの3年間でどのような取組、施策を行っていくか、また、介護保険料をどの程度に設定して介護保険事業を運営していくか、ということをもとめた計画となっており、「老人福祉法」と「介護保険法」の2つの法律に基づき、全ての市町村で3年を1つのサイクルとして策定することが義務付けられている計画となっております。そして、この計画の中で、地域密着型サービスの整備計画についても定めております。

16ページを御覧ください。

重点課題3とございますが、令和6年から令和8年までの3年間においては、地域密着型サービスの基盤整備として、通い・介護と看護の訪問・泊まりの機能を併せ持つ「看護小規模多機能型居宅介護」を1か所整備することについて、この計画の中でも重要な取組として位置付けをしております。なお、以後看護小規模多機能型居宅介護事業所については略称として「看多機」と称させていただきますので御承知おきください。

この看多機については、令和3年度から5年度までの第8期計画期間中においても、公募を行いました。応募がなかったことも踏まえ、第9期につきましては、他の地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」又は「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」との併設も可としております。「看護小規模多機能型居宅介護」を公募すること、また、グループホームおよび小規模特別養護老人ホームの併設も可とするについては、令和5年度第1回の本委員会において、御承認いただきましたことから、既に市のホームページで公募を行う旨を公表しておりますが、本日の委員会では、公募のスケジュール、公募要項および選考基準の案について、御確認いただければと存じます。

それでは、資料2：令和6年度地域密着型サービス指定予定事業者公募スケジュール（案）をお手元に御用意ください。

まず、全体のスケジュールについて御説明させていただきますと、8月13日に公募要項をホームページにて公開するとともに、応募受付を同日付けで開始し、11月26日までの3か月間強の期間で応募受付を行う予定としております。

また、応募がありましたら、来年1月下旬頃に予定する第2回の本委員会において、事業者の応募内容について皆様に御提示の上、指定予定事業者としての選定を行います。

その後、令和7年度中に、施設設置等の準備を、事業者が進行・完了したのち、令和8年3月1日までにサービスの提供を開始する予定で進めてまいりたいと考えております。

なお、フローにも示しておりますように、選定に当たっては、本委員会のほか、朝霞市役所内の関係部署にて構成される地域密着型サービス選考委員会という組織にて、公募要項や選考基準の審議、また応募事業者の書類審査やプレゼンテーション審査等を経て、最終的には市長により選定することとなります。

続きまして、資料3を御覧ください。こちらは、看多機の公募要項の案でございます。この要項に基づいて公募を実施する予定でございますが、分量が多いため、ポイントを絞って順に御説明させていただきます。

まずは、1ページ目の2「公募する地域密着型サービスの種類等」についてですが、今回公募を行う看多機は、現在、市内で運営している事業所のない、初めてのサービス種別となりますので、日常生活圏域の別なく、市内全域で公募する予定でございます。ただし、施設設置予定箇所が、現状地域密着型サービス事業所がない第4圏域である場合は、後に御説明する選考基準において加点対象とすることとしております。

また、第9期計画における看多機の整備予定施設数は1施設としておりますので、公募開始から9期計画が終了となる令和9年3月31日までを「市町村指定期間」として定め、その間は公募により決定した事業所以外の法人による指定申請があったとしても、指定を制限することとします。

また、資料の中段あたりに米印で明記しておりますが、看多機に加え、グループホームなどの他の施設との併設を認めることについても、公募要項の冒頭でお知らせをいたします。

続いて、2ページの3「応募資格」では、今回の公募に応募できるものが法人であ

ることや、介護サービスの実績があること、過去に重大な指摘を受けていないことなどを規定しており、4「整備条件」では、応募者が従うべき関連法令等を示しております。

4ページを御覧ください。5「指定予定地域密着型サービス事業者の選定」では、選定までの流れを明記しており、6「応募手続」では、応募受付期間と提出書類について、5ページから6ページにかけて一覧として示しております。なお、応募受付についてはこれらの書類全ての提出をもって、応募受付の完了とみなします。

続いて、8ページを御覧ください。8「整備助成事業費等補助金」とありますが、今回の看多機をはじめ、地域密着型サービス事業所の整備に当たっては、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」などの補助金を活用し、法人に対する補助を行っての整備を想定しておりますので、参考として、令和6年度における当該補助金の補助単価を掲載しております。

9ページに移りまして、9「公募スケジュール（予定）」では、資料の2でも御説明したとおり、本公募に係るスケジュールを一覧にして、こちらで示しております。

また、10「留意事項」については、選定がなされた後、最終的には指定するに当たっての注意事項、あらかじめ承知しておいていただきたいことについて、それぞれ記載しております。

11ページから14ページまでは、参考として、看多機の人員基準を掲載しております。

なお、次のページ以降は、この公募に係る応募書類等の様式でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、看護小規模多機能型居宅介護の公募要項の案となります。

続きまして、資料4：令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募選考基準および審査方法を御覧ください。

こちらは、今回、看多機を公募するに当たって、どのポイントの評価するか、見方を変えますと、看多機としてどのポイントがきちんと整備されているべきか、選考を行う基準を計18項目にわたり示しております。

裏面を御覧ください。18項目ある選考基準の中で、8番の利用者等の安全管理体制・危機管理と、12番のサービス種別・事業形態毎の取組については、重点項目として設定しております。

8番に関しては、介護事業所における安全管理体制や危機管理は申し上げるまでもなく、利用者保護の観点から重視すべきポイントであり、また、12番については、看多機を整備するにあたり、その事業所が持つ強み、アピールポイントの評価する観点から、重点項目としております。

その他の項目については、介護サービス事業所として求められる姿を文章化したものと御理解いただければと存じます。

次のページを御覧ください。3「審査方法」に示しているとおり、各項目ごとに0点から最大5点までの6段階評価としますが、選考基準の15については、0点か5点のどちらか、選考基準16と17については、0点もしくは3点のどちらかの評価とし、重点項目については、点数を2倍として設定しております。

なお、4「受託候補者の選定」（優先順位の決定）にも明記しておりますが、総計点の60%を基準点とし、基準点を下回る場合には不適格として選定は行わないものとし、最も点数の高い応募者が優先事業者として市と協議することとなります。

以上、選考基準及び審査方法の案について説明させていただきましたが、改めて整理させていただきますと、資料3の公募要項案、そして、資料4の選考基準および審査方法案については、最終的には市役所内で組織する選考委員会において、内容を確

定する運びとなりますが、本日、皆様にも御確認いただき、いただいた御意見についてはできる限り反映できればと考えております。

なお、今年度、公募に対し応募がなかった場合には、来年度改めて公募を行うことを予定しておりますので、併せてお伝えさせていただきます

以上で、議題の2「地域密着型サービス事業者公募」についての説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

<委員からの意見・質問等>

【福山委員】

応募資格についてですが、労働社会保険諸法令の遵守という規定がありません。職員に対する労働条件やそれに対する配慮等について、あるいは規制と規定等についての資格条件をつけていないのはなぜでしょうか。また、必要書類の中で、給与規定と就業規則が必要と記載がありますが、はたしてこれだけで良いのでしょうか。

さらに、これは全部法人ですので、社会保険には全部介入しなければならない義務があります。しかし、それについてのチェック項目がなく、審査基準の方にも示されておられません。これらはなぜでしょうか。

【事務局 海老名】

職員に対する配慮や資格条件など、基本的には記載をしたと考えてはいたのですが、確かに委員がおっしゃった指摘もございますので、改めてそちらについても事務局の方で検討させていただければと思います。

<審議>

【議長】

議題の(2)地域密着型サービス事業者公募につきましては、事務局の提案内容のとおり了承するというところでよろしいでしょうか。

【委員からの異議等】 無し

【議長】

最後に議題の(3)その他についての説明をお願いします。

【事務局 海老名】

次回の運営委員会について、御連絡をさせていただきます。

今回は、来年1月末～2月上旬頃の開催を考えております。具体的は日時等につきましては、開催が近くなりましたら通知文書にて御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3)その他については以上でございます。

<委員からの意見・質問等> なし

### 3 閉 会